

# 苫小牧市教育委員会会議録

会議区分	苫小牧市教育委員会 第 13 回 定例委員会
日時	平成29年12月22日 自 15時00分 至 15時51分
場所	市役所第2庁舎2階南会議室
出席委員	教育長 和野 幸夫 委員 上原 毅 委員 佐藤 郁子 委員 植木 忠夫 委員 齋藤 智子
欠席委員	
会議録署名委員	植木 忠夫 委員
会議録作成職員	総務企画課主事 前田 亜矢子
事務局職員	教 育 部 長 瀬 能 仁 教 育 部 次 長 山 口 朋 史 教 育 部 参 事 丹 野 靖 彦 総 務 企 画 課 長 釜 田 直 樹 総 務 企 画 課 主 査 下 濱 辰 哉 総 務 企 画 課 主 事 前 田 亜 矢 子
会議案件	別紙のとおり
会議の経過概要	別紙のとおり

1 委員会開会の宣言（和野教育長）・・・15時00分
2 会議録署名委員の指名（植木忠夫委員）
3 会議録の承認
（和野教育長） 第12回定例教育委員会（平成29年11月17日開催）の会議録
について、このとおり調製することとしてよろしいでしょうか。
（一同「はい」の声）
-会議録どおり承認-
4 教育長の報告
（和野教育長） 11月17日の第12回定例教育委員会以降の事業などについて報
告いたします。
小学校、中学校ともに本日12月22日に2学期の終業式を終え、冬季休業に入
ります。3学期については、中学校が1月16日、小学校が17日から始業の予定であ
ります。
例年、インフルエンザの流行が心配される年の瀬であります。昨年度は、緑陵中学
校で12月9日から13日まで2学年3学級の学年閉鎖を行っております。今年度は
10月に小学校、11月に中学校それぞれ1学級の閉鎖がありましたが、その後の学
級閉鎖はありません。一方、教育委員会事務局では私を筆頭に多くの職員がインフル
エンザや風邪に罹患し、一時は委員会閉鎖状態にありました。ここに来て落ち着きを

取り戻した状況にあります。これからが本格的なインフルエンザシーズンでありますので、校長会で「うがい・手洗い」の励行などの対策や注意喚起をお願いしたところでもあります。

11月29日に第13回定例市議会の議案説明会が開催され、12月7日から15日までの会期で定例市議会が開催されました。後ほど内容を簡単に説明させていただきます。

前後しますが、11月18日に美園小学校の開校50周年記念式典が開催され、各委員にも出席いただきありがとうございました。登校時は激しい雨でしたが、式典終了時には良い天気になり、天气的にも記憶に残る式典となりました。本市の教育の歴史や半世紀の時間の重さが感じられ、落ち着いた式典でありました。

11月21日には、大阪大学教授の小野田正利先生を講師に迎え、アイビープラザで教育講演会を開催いたしました。「学校・家庭・地域のよりよい関係づくりを考える」と題して、なんば花月を彷彿とさせる体と衣装と語り口により、満員の観客がひきつけられた講演でありました。時事通信社の「内外教育」に掲載している教育事例などの紹介や、「モンスターペアレント」という言葉の使い方を否定し、先生、保護者及び児童生徒の立場を十分に理解したクレーム処理方法など、多くの示唆をいただいた内容でありました。講演終了後に楽屋までお礼の挨拶に伺いましたが、先生は既に会場のロビーで著作物を特価販売しておりました。さすがに、大阪商人の商いであります。

11月25日に第69回市民文化祭表彰式が開催され、私から各部門の教育長賞をお渡しいたしました。交流会には出席できませんでしたが、143名が出席されたとお聞きしております。総合体育館で開催された総合展示には約4,800人が入場し、約3,300点の出品を得たと小林会長が挨拶で述べられておりました。

また、同日に開催された第43回学級新聞コンクールの表彰式では、北光小学校6年1組の作品が教育長賞を受賞しております。

同じく11月25日の午後から第41回中学生主張発表大会が開催され、植木委員

に審査委員長をお引き受けいただいております。14校を代表する生徒が日頃の生活の中で感じていることや考えていることを発表し、勇払中学校3年生の菅原柚さんが最優秀賞に輝きました。「夢なきすべての中学生に告ぐ」と題して、さまざまな経験を通して学んだことを伸びやかな口調で発表しておりました。

次に、第13回苫小牧市議会定例会についてであります。一般質問では、6名の議員から11項目について質疑が行われました。

質問通告の項目としては、「小中学校一貫教育」について、また「通学路の安全対策」では、児童が下校時に散歩中の犬に噛まれた事案でありました。「美術博物館」では美術品の計画購入について、「中学生と町内会組織との活動連携について」では、町内会事業への中学生の参加とコミュニティ・スクールの取組の推進についてでありました。「外国語指導助手」では、小学校の外国語活動に関連して、ALTの増員の必要性と今後の見込みについてでありました。特別交付税措置のあるJETでの増員の限界と、公共サービス市民提案制度の活用についても若干触れております。「特別支援教育支援員」では、支援員に退職校長などのボランティア活用の提案がありましたが、現時点では考えていないと答弁しております。「科学センター」では、建設場所や望む姿についての議論でありましたが、現時点では教育委員会としての方向性も見えていないことから、議員から提案し放題という状況にあります。また、谷内六郎氏の壁画の扱いについても提案がありました。「部活動」では、教員の多忙に伴う業務改善についての質疑でありました。「通学かばん」は、中学生の通学かばんの重さについて改善の余地はないのかとの内容であり、現実には難しい旨の答弁をしております。「いじめ・不登校」では、新聞報道にもありましたが、不登校対策として現体制を統合して一元化を図り、解決に向けてより組織的な対応を促進したいと答えております。「読書活動」では、学校司書の配置による学校図書館の充実と、中央図書館への業務委託により更に充実を図れるのではとの提案を受けております。

最後に、新年に入りまして1月7日には成人式が予定されております。また、1月26日には第1回定例教育委員会と新年会が予定されております。何かと忙しい年の

初めではありますが、よろしくお願いいたします。

以上、私からの報告といたします。

余談になりますが、今回の定例市議会での一般質問の答弁回数を担当課がまとめたところ、市民生活部が86回で第1位、総合政策部が73回で第2位、教育委員会は質問者も少なかったのですが、堂々の第3位で68回、私の答弁22回を加えますと90回であります。ちなみに、市長が63回、副市長は2人で12回でありました。

ただ今の報告につきまして、質問等はございますか。

(一同「なし」の声)

## 5 議 案

### 第1号 苫小牧市いじめ防止基本方針（改定案）について

(教育部参事) -苫小牧市いじめ防止基本方針（改定案）について説明-

(和野教育長) 質疑に付します。

(植木委員) 1ページの「第1 いじめの防止等の基本姿勢」の「2 考え方」の「(2) 教育委員会」の②について、「相談体制の充実や関係機関の連携を強化するなど必要な体制整備に努める」というところなのですが、これは、現在ある体制をそのまま継続するのか、それとも新たにそのような体制づくりをするのか、その辺りについて何かあれば、教えてください。

もう1点、3ページの「3 学校」の「(3) 具体的な取組」の「④定期的にいじめの実態を把握し、適切に対応する」というところなのですが、先ほど骨格に関わることを全保護者に周知徹底するというようなお話がありました。その中で、「年間を通して定期的にいじめに関するアンケート調査、個人面談等を実施する」というところ

ろがありますが、これは各学校に任せるのか、それとも教育委員会として年間を通じてそれぞれ学期ごとに行いなさいというように定期的に指示をするのか、アンケートの回数や方法について、新しいものがあれば教えていただきたいと思います。

(教育部参事) 1点目の、「相談体制の充実や関係機関との連携を強化するなど必要な体制整備に努める」というところですが、現在、生徒指導体制を一元化する動きを進めているところで、いじめの対応も行うというところと、もう1点、今まで「悩みごと相談電話・メール」として、ただ相談ということで設置しておりました電話・メールでございますが、ここにいじめの通報も含めて活用できるように検討を進めているところです。そういった形で、本人のいじめについては相談電話やメールで来ることがあります、いじめを見た、気が付いた等の通報にも対応できるように検討しているところでございます。

2点目の、いじめに関するアンケート調査の部分でございますが、これは、最低限年に3回は義務付けて行うということにしております。現状で、4月、11月、3月に実施をしております、これは必須でやっておりますが、実際は各学校でこれ以上の回数を実施しております。特に中学校では、4月、11月、3月の他にその中間にも実施する等、各学校でかなり多めにやっているという現状でございます。個人面談等につきましても、いじめの事案認知がありましたら、必ず実施するよというところで指示をしているところでございます。

(植木委員) ありがとうございます。

(上原委員) 今説明がありまして、基本方針は3年ごとに見直しをするという話でした。それで、中身がより良くなる訳ですので、中身についてはそれほど問題があるとは思っていませんが、この基本方針の位置づけについてお伺いいたします。例えば、今回改定する基本方針が基本の計画、恐らくこの中にも入っていると思うのですが、実施するためのスケジュール等も含めて施行が来年の4月という話でしたので、それまでにやらなければならない手続やスケジュールがあるのだらうと思いますが、どのようなものがあるのか教えてください。

先ほどお話があった中では、来年3月に開かれる市議会定例会の文教経済委員会の  
中で報告するということがありました。それで、今までもそうですが、このようなこ  
とを決める際にパブリックコメントの実施や、また新しく総合教育会議というものが  
設けられましたので、これは中身的には市の基本方針なので苫小牧市も関係してくる  
訳で、そうすると、これは総合教育会議の中で議論・協議をした方が良いのではない  
かと思ったのですが、その点についての考え方も教えてください。

(教育部参事) まず、これからの手続の部分でございますが、基本的には今回の教  
育委員会でご承認をいただきまして、来年3月の文教経済委員会で報告して施行とい  
うふうに考えております。今回は改定案ということでお示ししており、北海道や国の  
改定の中身に合わせてつくっておりますが、実は、今回の骨子としてお話しした部分  
につきまして、苫小牧市では既に実施している部分がほとんどでございます。

例えば、「全ての保護者に周知」という部分は、全校で既に周知を行っております。  
ホームページ等にも全校で載せているという状況でございますので、実は大きな改定  
や細かい部分の改定がそれ程ないという状況があったものですから、今回の教育委員  
会議を経て文教経済委員会で報告して施行ということで、大きな支障はないと実施段  
階としては押さえております。ただ、委員ご指摘のとおり、総合教育会議の扱いとい  
うのは、元々の基本方針をつくった6年前には総合教育会議がなかったものですから、  
位置づけとして、その部分については私の方でも北海道の方でも考慮が抜けていたか  
なという部分でございますので、少し検討しなければならないかなと思います。

(和野教育長) 考え方ですが、いじめの扱いについては、今初めてここで「子供が  
受けた印象でいじめである」ということで、国の考え方が変わりました。苫小牧市で  
は、既にいじめは期間等ということではなく受け手側の印象であるという話はしてお  
りますので、先ほど参事が申し上げたとおり、その取扱いとしては既に取り組んでお  
ります。総合教育会議にかけるかどうかというのは、提案としていただきましたので、  
タイミングもありますし、私の印象としては大きな改定ではないと思っておりますの  
で、その辺で取扱いは若干違ってくると思いますが、検討してまいりたいと思いま

す。

(上原委員) 総合教育会議が設けられた中で、こういうものについて協議・調整を  
しなさいということで数項目が挙げられているのですが、その中でいじめに若干関係  
している部分がありますので、やはり行政と教育委員会の双方が同じ意識を持ってい  
くということであれば、総合教育会議の中で取り上げることを前向きに考えていただ  
ければと思います。

そうすると、答弁をいただきましたが、基本的なものは既に計画をつくった時に検  
討しており、今回は改正ということで議会の議決は不要で、文教経済委員会の中で報  
告するというので良いとのことですから、そのような位置づけであると理解してよ  
ろしいですね。

(教育部参事) はい。

(上原委員) わかりました。

(和野教育長) 他にございますか。

(佐藤委員) 3ページの「3 学校」の中の「(3) 具体的な取組」の⑨で追加さ  
れた項目についてなのですが、⑥との連動もあろうかと思えます。内容を拝見いたし  
ますと、個人を尊重していくという意識の変化を扱っているような内容に即している  
ものだと思うのですが、保護者との連携や児童生徒に対して必要な指導を行うという  
ことは新しく始めることだと思うのですが、具体的な周知の方法やどのようなことを  
考えているのか、何かございましたら教えていただきたいと思えます。これは、⑥に  
も関係しているものだと思いますので、両方について追加する項目の周知の方法等  
で決まっていることがありましたら、教えてください。

(教育部参事) いじめ予防の観点ということで、委員からご指摘のあったとおり、  
新しく加えたところにつきましては、それぞれ各方面で問題となっている発達障害や  
性的少数者等の課題について触れられております。このことについては、いじめだけ  
ではなく、さまざまな側面において学校での支援が必要だということで、1つの例を  
挙げますと、日本語指導が必要な児童生徒、つまり日本語があまり話せない児童生徒



が苫小牧市内に毎年数名いるということで、今年度も1つの小学校で、北海道の支援も受けながらどのようなサポートが必要かということで取り組んでおります。そのような状況で、このような対象の児童生徒がいる場合には、学校だけに任せず教育委員会とも協力しながら、どのような支援体制がつけられるのかということと一緒に考えていきたいと考えております。特に、全てにおいて少数者がいじめの対象になることが考えられるということで、それについては教育委員会の方から各学校へ周知文等を出して、お願いをしていくことになると考えております。

(佐藤委員) わかりました、ありがとうございます。マイノリティに対する考えだと思っておりますが、それに該当する児童生徒が既に意識としては出てくる年齢だと思えます。そのような児童生徒に対しても、「私たちはあなたのことを見えています」という周知の仕方が必要かと思いますが、そのようなことについてもお考えになっているかどうかお伺いします。

(教育部参事) 本人に対し、どのように我々が支援していくのかという周知をしていくことについては、正直なところ検討不足な部分がございます。小学校、中学校、高校のさまざまな段階に応じて、本人が自分自身で持っているマイノリティな部分についてどのように認知しているかという部分については差が大きく、例えば小学校低学年と中学校高学年では当然その辺の認識について差が出てくるということで、どのように周知を図っていくかというのは難しいところであると押さえております。

1つの方策として、国の施策の中であるのは、道徳の教科の中でそのことについて触れられてきております。その機会を活用しながら指導していただくような方法が、今は考えられます。

(和野教育長) 今、初めてLGBTのような言葉が出てきておりますが、教育の中では既にそのようなことを包括して、道徳等の中で取り扱っていると思っております。

(教育部参事) 道徳の中では、小学校低学年ではまず「みんな仲良く」といったようなタイトルからスタートするのですが、LGBTの問題等、新しく入ってきた概念もあり、道徳の教科書が出てきた段階でそのことが盛り込まれてきておりますので、

<p>そこで指導・対応が可能であると考えております。</p>
<p>(佐藤委員) 本人に対してではなく、周りの人の理解を得られなければ差別につながりますので、全体的にどのような周知の仕方があるのかなと思いながら拝見していたので、伺いました。ありがとうございます。</p>
<p>(和野教育長) 他にございますか。</p>
<p>(齋藤委員) よろしいでしょうか。まず、基本的な「はじめに」のところ、「早期対応が重要である」という部分が「早期発見及びいじめ事案への対処が重要である」というふうに文章が変わっているのですが、「早期対応」から「いじめ事案への対処」というふうに言葉が変わったことの意味を教えてくださいなと思います。</p>
<p>それから、先ほどの佐藤委員の質問と被ってしまうのですが、「3 学校」の「(3) 具体的な取組」の中の「⑨いじめ防止のための措置」の部分で、新しく盛り込まれたと思うのですが、発達障害や海外から来た児童生徒だけではなく、LGBTのお子さん、自分が認知しているかどうかは別として、そういった方が増えている、もしくはそういった概念が生まれたことが認知されつつあるとは思いますが、学校現場の先生方も、そういう概念を知らないということが沢山あると思います。そういう先生方に対して、もっと知識を得るとか、こういう指導法案ができたので、道徳の教育を通してだけでなく、学校の先生方にそういったお子さんのことを理解してもらうように何か動きがあるとか、そういったこともお考えになっているのでしょうか。</p>
<p>(教育部参事) 1点目の、文言が変わっている点について、全ての部分で「早期発見」から「いじめ事案への対処(事案対処)」という言葉に変わっています。「対応」となりますと、いじめがあったということについて聞き取りをした等、どちらかというと表面的な対応というふうに捉えられがちであるということで、「いじめ事案への対処」に変わりました。国の方針で「対処」に変更したのは、根本的な解決まできちんと持って行きなさいよということで、「いじめに対応しました」ではなくて「解決までする対処だ」という意味での改定だというふうに押さえております。</p>
<p>付け足しになりますが、実は「いじめの解消」についても定義が変わっている部分</p>

がありまして、以前はいじめについて当事者同士が話し合っただけで仲良くなったねということ  
ことで「解消」というふうにしていたのですが、今は、その状態が最低3ヶ月間続く  
ことが必要ということで、今までは対応して終わったら解消でしたが、今は最後まで  
きちんと対処しましょうということで、文言が変わっております。

次に、2点目の「いじめ防止のための措置」の部分でございますが、この部分につ  
きましては、さまざまなマイノリティの方が増えてきており、先生方への研修につ  
ては、いじめに限らずさまざまな部分についてしていかなければならないと押さえて  
おります。直近ですと、新聞報道にもありました震災避難の子供に対するいじめ・差  
別がありました。苫小牧市ではそのような事案はありませんが、やはり、ここに書か  
れているような全てのマイノリティの子供についてどのような指導をしていくのかと  
いうことは、道徳に限らず、委員のおっしゃったように研修等の中でもできる場面が  
あれば指導していきたいと考えております。新しい概念ですので、先生方も確実にそ  
のことを把握しているかと言われますと、研修等が必要になる場面も出てくると思わ  
れますので、必要に応じて実施したいと考えております。

(齋藤委員) わかりました、ありがとうございます。もう1点よろしいでしょうか。  
新しく盛り込まれた文面ではないのですが、「第2 いじめの防止等の取組」の  
「(2) 具体的な取組」の中の⑤で、「インターネット上のいじめの問題に関する実  
態把握に努める」となっていますが、特に小学校高学年から中学生にかけては、いじ  
めといえばインターネットが切り離せない、とにかく「グループライン」の中でいじ  
めがあります。いじめという概念がなくても結局はいじめにつながる、助長してしま  
うということがあります。実態の把握に努めようとしても、なかなか実態の把握が難  
しいのが現状で、学校の先生方も保護者もここが一番頭を悩ませていると思いますが、  
教育委員会として、このような問題に対しどのように対処しようと考えていますか。

(教育部参事) これにつきましては、非常に難しいというのが正直なところです。

実は、最初に方針をつくった6年前の段階では、インターネットパトロールという  
ものを北海道でも苫小牧市でも行っている中で、かなりの数が発見できていました。

閉鎖されていないオープンなインターネットの使い方を子供たちがしていましたので、
「あそこの学校の子供がこのようなことを書き込んでいる」というのが見えたのです
が、ラインのグループは閉じられているので、発見しようがないというのが正直なと
ころです。ここの部分につきましては、だからといって諦めるのではなく、こういう
場面であるからこそ、これは教育委員会の取組なのですが、これからもP T A等と協
力・連携を進めながら、大人がどのようにインターネット等の活用について子供に責
任を持って関わっていくのかという視点で、どのようなことができるのか考えていか
なければならないと思っております。いじめがあつてから、ではどうするとなつても、
なかなか見つけにくいということもあるので、まずは使うルール等について徹底しな
ければならないと考えています。苫小牧市は、スマホのルールが家族で守られている
割合が非常に低いという現状がございますので、もう一度P T A等と協力をしながら、
ルールづくりからしていかなければならないと思います。新しいものがどんどん出て
きますので、ラインの使い方を指導しても、恐らく数年後には全く使えないものにな
ると思っておりますので、まずは与える側がどういう約束をするのかということで、検討し
てまいりたいと考えております。
(和野教育長) 他にございますか。
(佐藤委員) 3ページの「3 学校」の「(3) 具体的な取組」の⑦なのですが、
ここで、いじめをする側の児童生徒に触れているのですが、別室指導だけということ
なのでしょうか。それから、いじめを受けている児童生徒に対しては通学区域を変え
るということもあつたと思っておりますが、いじめを行った側の児童生徒に対しても同じよ
うなことが考えられると解釈してもよろしいでしょうか。具体的に、どのような指導
になっているのかというところを教えていただければと思います。
(教育部参事) ⑦の別室指導等について、加害児童生徒に対してどのような指導を
行うのかということですが、これは「別室指導等」なので、当然別室指導以外のこと
もいたします。学校現場ですので、いじめは良くないことであるという「毅然とした
態度で」とここにも書いてありますが、それに加えて、いじめを行った側にも何らか

の心の影や闇があるものですから、その部分にもきちんと触れるような指導をしていなければならぬということで、いじめ自体は毅然とした指導をいたしますが、その子がなぜそのようなことをせざるを得なかったのかということについても把握するよう各学校に指導して、個別の働きかけをきちんと行ってくださいというふうにしていくところです。

なお、いじめを受けた子供が教育環境を変更する、わかりやすく言うと転校するという選択をすることは、今は可能な状況にあります。一方、いじめをした子供を強制的に転校させるということはできないことになっています。これは、基本的に通う学校というのは指定されていまして、校区外への通学を希望する場合の要件にいじめられたということが入っているという状況なものですから、いじめた子供が自分で選択しない限りは、どこか別の学校に行くということは法律上できません。

(佐藤委員) 自分で選択するということですね。ありがとうございます。

(和野教育長) 他に質疑がないようでしたら、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。

(一同「はい」の声)

-原案どおり決定-

議案第2号 苫小牧市教育委員会職名等に関する規則の一部を改正する規則  
について

(教育部長) -苫小牧市教育委員会職名等に関する規則の一部を改正する規則について説明-

(和野教育長) 質疑に付します。

(上原委員) よくわからないのですが、現行の主任職の中に職名で「主任栄養士」
が入っていますよね。そうすると、この主任職というのは4級なのでしょうか、それ
とも3級なのでしょうか。主任主事、主任技師、主任指導員等もありますが。
(教育部長) 主任の中には、3級に属する主任と、年齢によっては4級に上がる主
任と、2つのケースに別れます。4級に上がる主任、今回は主任栄養士ですが、その
方を「専任栄養士」とすることで、職名の不明瞭さの部分をきちんと整えるというこ
とで、今回改正するものです。
(上原委員) 今の説明でわかったのですが、現行の主任職の中には3級もいるし4
級もいるということだったのですね。それで、主任栄養士で4級になる方は、専任職、
専任栄養士として新たに職名を設けるということですね。わかりました。
(和野教育長) 他にございますか。
(一同「なし」の声)
(和野教育長) それでは、原案どおり決定することとしてよろしいでしょうか。
(一同「はい」の声)
-原案どおり決定-
議案第3号 教育委員会職員の処分について(諮問)
(和野教育長) 議案第3号につきましては人事案件でございますので、教育委員会
会議規則第21条の規定により秘密会とし、この場合、会議の日程の最後に当該議案
の審議を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(一同「はい」の声)

(和野教育長) それでは、議案第3号を秘密会とし、日程の最後に審議を行うことに決定いたします。

## 6 協 議

(和野教育長) 協議事項をお持ちの方はいらっしゃいますか。

(一同「なし」の声)

## 7 その他

(和野教育長) その他について、何かございますか。

(一同「なし」の声)

(和野教育長) それでは、先ほど秘密会と決定いたしました議案第3号について審議をいたします。関係者以外は退席をお願いいたします。

(和野教育長) それでは、秘密会を解散させていただきます。

なお、議案第3号は原案どおり決定となりました。

8 委員会閉会の宣言（和野教育長）・・・15時51分